

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第97号「教育長任命について同意を求める件」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○植野浩二副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第97号「教育長任命について同意を求める件」につきましては、前任の藤田剛志氏が令和7年9月2日をもって辞任されており、その後任として、令和8年1月19日から清水明宏氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。清水氏は、香南市にお住まいで、現在、高知工科大学の教授として勤務されております。人格は高潔で、同大学では熱心に教育に取り組んでおられ、御自身の研究室から、博士、修士、学士を輩出し、その後の就職率も高いことから、児童・生徒らの、個々の資質や能力を伸ばし、確かな学力と進路の実現を両立させる指導体制の構築に寄与できる人材であり、今後の教育行政全般の課題に対しましても、着実に取り組んでいただけるものと考えております。

任期につきましては、前任者が任期途中で辞任していることから、前任者の残任期間までが任期となりますので、令和9年3月31日まででございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第97号「教育長任命について同意を求める件」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時34分

佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第98号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から議案第101号「財産の取得について」までの4件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら4件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○植野浩二副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第98号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員法第14条第1項及び第24条第2項の規定に基づき、令和7年8月7日付け人事院勧告の趣旨に沿って、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨としましては、まず1点目として、民間給与との格差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、給料表全体を8,300円から12,300円引き上げるもの、2点目として、民間のボーナス支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間支給月数を現行の4.60月分から4.65月分に、0.05月分引き上げるものなどがございます。

これらの改正に伴います影響額は、概算で正職員が約4,800万円増、会計年度任用職員が約2,900万円増の、総額約7,700万円の増額となる見通しでございます。

次に、議案第99号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」及び議案第100号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、高知県議会議員及び高知県知事など県の特別職の期末手当の支給月数が改正されるのに準じて、安芸市議会議員及び市長、副市長、教育長に対して支給する期末手当の支給月数を改正するものでございます。

その内容といたしましては、年間支給月数を現行の3.30月分から3.35月分に0.05月分引き上げるもので、令和7年度につきましては12月期の期末手当を現行の1.65月分から1.70月分に、また令和8年度以降につきましては6月期・12月期の支給月数をそれぞれ現行の1.65月分から1.675月分に引き上げるものでございます。

今回の改定に伴う影響額といたしましては、市議会議員で総額約26万円増、市長・副市長・教育長で総額約11万円増の、合わせて約37万円の増額となる見通しでございます。

次に、議案第101号「財産の取得について」につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産は災害用折り畳み簡易ベッド1,289台で、取得価格は消費税込みで2,906万6,950円、

取得目的は災害時の避難所生活環境改善を図るため、取得の方法は指名競争入札、契約の相手方は、高知市春野町仁ノ 1549 番地、株式会社中村防災サービス、代表取締役 中村彰宏氏でございます。

入札の経緯について御説明申し上げます。議案説明に記載のとおり、12月10日に株式会社中村防災サービスを含む5社で指名競争入札を行い、今申し上げました内容で落札されましたので、契約を締結しようとするものでございます。議案説明に入札記録を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、備蓄先につきましては、市立安芸中学校及び伊尾木避難場所を予定しております。

以上で、提案理由の説明といたします。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 これよりこれら4件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら4件については、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、これら4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第98号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第99号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第100号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第101号「財産の取得について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第102号「議会改革特別委員会の設置について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について提案理由の説明を求めます。

4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 提案理由を説明いたします。

「議会改革特別委員会の設置について」議案を別紙のとおり安芸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

発議者	安芸市議会議員	宇田卓志
賛成者	安芸市議会議員	藤田伸也
賛成者	安芸市議会議員	山下裕

議会改革特別委員会の設置について

安芸市議会委員会条例第6条の規定により、議会改革特別委員会の設置を求めます。

- 1 目的 市議会及び議会運営の在り方について調査研究を行い、議会改革の推進を図る
- 2 名称 議会改革特別委員会
- 3 委員定数 7人
- 4 設置期限 令和8年7月31日

提案理由、令和7年第1回安芸市議会定例会（3月議会）に議案提出した「安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が3月19日に、賛成6反対7と僅差で否決されました。その後新市長の誕生や新議員の誕生など状況の変化があり、安芸市人口の減少や市民の高齢化などの新たなニーズに対応するために、議会の若返りなど適正な新陳代謝が要求され、議会自ら自己改革が要求されております。

前回の議案に反対の討論の中にも「委員会の設置」等による熟考が必要との意見もあり、また市民からのさらなる要望等あり、議員定数の適正化だけでなく、議会全体を統合的に考える、「議会改革特別委員会」の設置により深慮、検討が必要であるとの考えから、今回の設置を提案いたします。

なお委員については7名で構成し選任については条例に従い議長が会議に諮って指名し、閉